光ディスク等による給与支払報告書の提出について

【　令和8年11月　改訂　】



東京都港区　税務課　課税係

第1　給与支払報告書の光ディスク等による作成・提出について

1　光ディスク等での提出対象者

書面による給与支払報告書の提出対象者に同じ（地方税法 317 の6①③）

2　書面による給与支払報告書（個人別明細書）の提出

下記の者は、書面による給与支払報告書を作成のうえ、提出してください。

① 提出した光ディスク等に記録されているデータ内容の訂正分

② 提出した光ディスク等に記録されていない者の追加分

⇒ 光ディスク等と同じ内容の給与支払報告書（書面）の重複提出は必要ありません。

3. 提出期限

2月1日まで

提出方法は郵送もしくは持参としますが、期限内にお早めにご提出ください。

郵送の場合は、個人番号（マイナンバー）を含む情報のため、書留等で発送物の追跡が可能な方法を推奨します。また梱包の際は緩衝材を使用するなど、破損の防止をお願いします。

4. 提出する光ディスク等について

① 使用する光ディスク等の調製及び提出に要する費用は貴社の負担となります。

② 提出の際、ファイルがコンピュータ・ウイルスに感染していないことを十分に確認してください。

③ 提出していただく光ディスク等の枚数は下表のとおりです。

なお、**一枚の光ディスク等に記録するファイル数は１までとしてください。**

光ディスク等の種類	提出枚数
FD、MO	・給与支払報告書データを記録したもの　1枚
CD、DVD	・給与支払報告書データを記録したもの　1枚

④ 給与支払報告書以外のファイルは記録しないでください。

⑤ 給与支払報告書データを記録したCD、DVDは返却しません。

⑥ 現在、港区では磁気テープによる給与支払報告書の提出は受付けておりません。

5. 外部ラベルについて

➢FD、MOの場合　・・・　以下の事項をラベルに記載して貼付してください。

①提出先市区町村名　②提出者名　③提出者住所　④法人番号又は個人番号 ⑤指定番号　⑥提出件数　⑦提出年月日 ⑧正本・副本の区別⑨総枚数及び一連番号（例：_枚の内_枚）

➢CD、DVDの場合　・・・　FD、MOと同様の事項をレーベル面に記載してください。なお、記載の際は油性フェルトペン等を使用し、ボールペン等の先の硬い筆記用具は使用しないでください。

第2 給与支払報告書 光ディスク等の規格等について

1 光ディスク等の規格

提出することができる光ディスク等は、次のものとします。

項目＼種類		FD	MO	CD	DVD
サイズ		3.5インチ	3.5インチ	12cm	12cm
規格		2HD	ISO/IEC 13963 又は ISO/IEC 15041	CD－R	DVD－R
記憶容量（バイト）		1.44MB	230MB 又は 640MB	650MB	片面4.7GB
記録形式	フォーマット	MS－DOS（FAT形式）		ISO 9660（Level2）/Joliet ※	
	ファイル形式	CSV（カンマ区切形式）で、拡張子は txt			
記録コード		シフト JIS			
漢字水準		JIS の第1水準及び第2水準			

※ 書き込みは、ディスクアットワンス（シングルセッション）方式とします。

2 ファイルの仕様

ファイル名は、「 **315dat**.txt** 」と記録します。

なお、ファイル名の一部にある「**」には、ファイル数により、「01」～「99」を記録してください。

※「**.txt** 」は拡張子になります

（例）同一の事業所が2枚のディスクに分けて提出する場合

・1枚目のディスクに格納するファイル名 「315dat01.txt」

・2枚目のディスクに格納するファイル名 「315dat02.txt」

3 レコードの内容

項目番号	項 目 名			入力文字基準		
				全角	半角	文字数
1	法定資料の種類				○	3文字
2	整理番号1				○	10文字
3	本支店等区分番号				○	5文字以内
4	提出義務者の住所(居所)又は所在地			○		60文字以内
5	提出義務者の氏名又は名称			○		30文字以内
6	提出義務者の電話番号				○	15文字以内
7	整理番号2				○	13文字
8	提出者の住所(居所)又は所在地			○		60文字以内
9	提出者の氏名又は名称			○		30文字以内
10	訂正表示				○	1文字
11	年分				○	2文字
12	支払を受ける者	住所又は居所		○		60文字以内
13		国外住所表示			○	1文字
14		氏名		○		30文字以内
15		役職名		○		15文字以内
16	種別			○		10文字以内
17	支払金額				○	10文字以内
18	未払金額				○	10文字以内
19	給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)				○	10文字以内
20	所得控除の額の合計額				○	10文字以内
21	源泉徴収税額				○	10文字以内
22	未徴収税額				○	10文字以内
23	(源泉)控除対象配偶者の有無				○	1文字
24	老人控除対象配偶者				○	1文字
25	配偶者(特別)控除の額				○	10文字以内
26	控除対象扶養親族等の数	特定	主		○	2文字以内
27			従		○	2文字以内

項目番号	項 目 名			入力文字基準		
				全角	半角	文字数
28	控除対象扶養親族等の数	老人	主		○	2文字以内
29			内訳		○	2文字以内
30			従		○	2文字以内
31		その他	主		○	2文字以内
32			従		○	2文字以内
33	障害者の数	特別障害者			○	2文字以内
34		特別障害者内訳			○	2文字以内
35		その他			○	2文字以内
36	社会保険料等の金額				○	10文字以内
37	社会保険料等の金額の内訳				○	10文字以内
38	生命保険料の控除額				○	10文字以内
39	地震保険料の控除額				○	10文字以内
40	住宅借入金等特別控除等の額				○	10文字以内
41	旧個人年金保険料の金額				○	10文字以内
42	配偶者の合計所得				○	10文字以内
43	旧長期損害保険料の金額				○	10文字以内
44	受給者の生年月日		元号		○	**1文字**
45			年		○	**2文字**
46			月		○	**2文字**
47			日		○	**2文字**
48	夫あり				○	1文字
49	未成年者				○	1文字
50	乙欄適用				○	1文字
51	本人特別障害者				○	1文字
52	本人その他障害者				○	1文字
53	老年者				○	1文字
54	寡婦				○	1文字
55	寡夫				○	1文字
56	勤労学生				○	1文字

項目番号	項 目 名		入力文字基準		
			全角	半角	文字数
57	死亡退職			○	1文字
58	災害者			○	1文字
59	外国人			○	1文字
60	中途就職・退職区分			○	1文字
61	中途就職退職年月日	年		○	**2文字**
62		月		○	**2文字**
63		日		○	**2文字**
64	他の支払者	住所(居所)又は所在地	○		60文字以内
65		国外住所表示		○	1文字
66		氏名又は名称	○		30文字以内
67		給与等の金額		○	10文字以内
68		徴収した税額		○	10文字以内
69		控除した社会保険料の金額		○	10文字以内
70	災害者に係る徴収猶予税額			○	10文字以内
71	他の支払者　退職年月日	年		○	**2文字**
72		月		○	**2文字**
73		日		○	**2文字**
74	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(1回目)	年		○	**2文字**
75		月		○	**2文字**
76		日		○	**2文字**
77	住宅借入金等特別控除適用数			○	1文字
78	住宅借入金等特別控除可能額			○	10文字以内
79	住宅借入金等特別控除区分(1回目)			○	2文字
80	住宅借入金等の額(1回目)			○	8文字以内
81	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(2回目)	年		○	**2文字**
82		月		○	**2文字**
83		日		○	**2文字**
84	住宅借入金等特別控除区分(2回目)			○	2文字
85	住宅借入金等の額(2回目)			○	8文字以内

項目番号	項 目 名		入力文字基準		
			全角	半角	文字数
86	摘要		○		300文字以内
87	新生命保険料の金額			○	10文字以内
88	旧生命保険料の金額			○	10文字以内
89	介護医療保険料の金額			○	10文字以内
90	新個人年金保険料の金額			○	10文字以内
91	16歳未満扶養親族の数			○	2文字以内
92	国民年金保険料等の金額			○	10文字以内
93	非居住者である親族の数			○	2文字以内
94	提出義務者の個人番号又は法人番号			○	13文字以内
95	支払を受ける者の個人番号			○	12文字以内
96	(源泉・特別)控除対象配偶者	フリガナ	○		30文字以内
97		氏名	○		30文字以内
98		区分		○	2文字
99		個人番号		○	12文字
100	控除対象扶養親族等(1)	フリガナ	○		30文字以内
101		氏名	○		30文字以内
102		区分		○	2文字
103		個人番号		○	12文字
104	控除対象扶養親族等(2)	フリガナ	○		30文字以内
105		氏名	○		30文字以内
106		区分		○	2文字
107		個人番号		○	12文字
108	控除対象扶養親族等(3)	フリガナ	○		30文字以内
109		氏名	○		30文字以内
110		区分		○	2文字
111		個人番号		○	12文字
112	控除対象扶養親族等(4)	フリガナ	○		30文字以内
113		氏名	○		30文字以内
114		区分		○	2文字
115		個人番号		○	12文字

項目番号	項 目 名		入力文字基準		
			全角	半角	文字数
116	16 歳未満の扶養親族(1)	フリガナ	○		30文字以内
117		氏名	○		30文字以内
118		区分		○	2文字
119		個人番号		○	12文字
120	16 歳未満の扶養親族(2)	フリガナ	○		30文字以内
121		氏名	○		30文字以内
122		区分		○	2文字
123		個人番号		○	12文字
124	16 歳未満の扶養親族(3)	フリガナ	○		30文字以内
125		氏名	○		30文字以内
126		区分		○	2文字
127		個人番号		○	12文字
128	16 歳未満の扶養親族(4)	フリガナ	○		30文字以内
129		氏名	○		30文字以内
130		区分		○	2文字
131		個人番号		○	12文字
132	5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号		○		100文字以内
133	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号		○		100文字以内
134	普通徴収			○	1文字
135	青色専従者			○	1文字
136	条約免除			○	1文字
137	支払を受ける者のフリガナ			○	60文字以内
138	受給者番号			○	25文字以内
139	提出先市町村コード			○	6文字
140	指定番号			○	12文字以内
141	基礎控除の額			○	10文字以内
142	所得金額調整控除額			○	10文字以内
143	ひとり親			○	1文字

項目番号	項 目 名		入力文字基準		
			全角	半角	文字数
144	控除対象扶養親族等の数	主		○	2文字以内
145		従		○	2 文字以内
146	特定親族特別控除の額			○	10文字以内

第3 レコード作成要領について

1 各項目の記録に当たっての留意事項

(1)各項目共通

① 半角文字の「, (カンマ)」は、各項目の区切り以外使用しないでください。

(例)支払調書等の項目　× 1,200,000

○ 1200000

② 記録すべき事項がない場合(ブランク)は、記録を省略して区切りを表す「, (カンマ)」を記録してください。また、該当項目の文字数分のスペースを記録しても差し支えありません。

(例)半角 10 文字の項目が記録不要の場合は、次のいずれかで記録してください。

・前の項目,,後の項目

・前の項目,△△△△△△△△△△,後の項目(△は半角スペースを表す)

(2) 住所、居所又は所在地項目

① 都道府県名から順次記録します。ただし、都道府県名は省略しても差し支えありません。

② 都道府県名から町名までは、正式な住所表示にカナが含まれている場合を除き、漢字で記録してください。

(例)× 港区ロッポンギ1－1－1

× 港区ろっぽんぎ1－1－1

○ 港区六本木1－1－1

③ ～県、～市、～村等の「県」「市」「村」等の文字は、省略あるいは句読点等による記録はしないでください。

(例)× 東京 港 台場 1－1－1

× 東京、港、台場、1－1－1

○ 東京都港区台場1－1－1

④ 都道府県、市町村、字等の区切りは不要ですが、全角スペース1文字分による区切りがあっても差し支えありません。

(例)○ 東京都□港区□台場□1－1－1

(注)「□」は、全角スペース1文字分を表す。

⑦ 住所の記載に当たって、「丁目」「番地」「号」等の文字の代わりに記号を使用する場合は、「－」「～」「・」(全角)を使用することができますが、それ以外の記号は使用しないでください。

(例)○ 港区芝浦1－1－1

○ 港区芝浦1～1～1

○ 港区芝浦1・1・1

⑥ 様方、気付は、氏名又は名称の項目でなく、この項目に記録してください。

⑦ 郵便番号は記録しないでください。

（3）　氏名又は名称項目

① 個人の姓と名の区切りに、全角スペース 1 文字分を記録します。ただし、区切りがない場合は、そのままでも差し支えありません。

② 個人の肩書等は、記録しないでください。
（例）×税理士　自治　太郎　→　〇自治　太郎

③ 法人の代表者名等は、記録しないでください。
（例）×地方産業株式会社　代表取締役　自治　太郎　→　〇地方産業株式会社

④ 法人の組織名は、次の略称を使用しても差し支えありませんが、この場合、必ずカッコ（全角）を付してください。

（例）〇　地方産業（株）　　〇（株）地方産業
　　〇　地方産業（株　　〇　株）地方産業
　　×　地方産業　株）　　×（株　地方産業
　　×　地方産業／株　　×　株、地方産業

組織名	略　称	組織名	略　称
株式会社	株、KK、カ、カブ	企業組合	企業、企、キ、キギョウ
有限会社	有、UK、ユ、ユウ	組合連合会	組連、クミレン
合資会社	資、シ	財団法人	財、ザイ
合名会社	名、メ、メイ	社団法人	社、シャ
医療法人	医、イ	社会福祉法人	福、フク
協同組合	協、キョウ、キヨウ	宗教法人	宗、シュウ、シユウ
農業協同組合	農、ノウ	学校法人	学、ガク
漁業協同組合	漁、ギョ、ギヨ		

（4）外字等の取扱い

JIS 第1水準及び第2水準以外の漢字、カナ、記号等（以下「外字等」という）及び半角文字は、次のとおり取扱います。

① 半角文字のカナ、英数字、記号、丸付き数字、カッコ付き漢字等は、JIS 第1水準及び第2水準の全角文字に変換します。
（例）「ｱ 」（半角文字のｱ ）→「ア」（全角1文字）
「1 」（半角文字の 1）→「1」（全角1文字）
「㈱」（拡張文字の㈱）→「（株）」（全角3文字）
「⑩」（拡張文字の⑩）→「10」（全角2文字）

② 人名等に使用されている漢字等で、他の文字に変換できないものが含まれている場合、原則として、その人名等をカナで記録します。

③ 外字がいわゆる異字体又は旧字体の場合で、それらを統一文字又は新字体に変換できるものは、それぞれの文字に変換します。
（例）「大藏」→「大蔵」
「齋藤」→「斉藤」

2 各項目作成要領

項目番号	項 目 名		記 録 要 領
1	法定資料の種類		「315」を記録する。
2	整理番号1		ブランクとする。
3	本支店等区分番号		本店等で一括して提出する場合に、本店および支店等の各提出義務者を区分する番号(一連番号、支店番号等)を記録する。
4	提出義務者の住所(居所)又は所在地		提出義務者の住所(居所)又は所在地を記録する。
5	提出義務者の氏名又は名称		提出義務者の氏名又は名称を記録する。
6	提出義務者の電話番号		提出義務者の電話番号を記録する。 (例)「03-1234-5678」、「03(1234)5678」
7	整理番号2		ブランクとする。
8	提出者の住所(居所)又は所在地		ブランクとする。
9	提出者の氏名又は名称		ブランクとする。
10	訂正表示		提出済みの誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
11	年分		支払の年を和暦で記録する。なお、元年分～9 年分については、前ゼロを付加して「01」～「09」と記録する。
12	支払を受ける者	住所又は居所	受給者の住所又は居所を記録する。
13		国外住所表示	支払を受ける場合の住所又は居所が国内である場合には「0」を、国外である場合には「1」を記録する。
14		氏名	受給者の氏名を記録する。
15		役職名	書面による場合の記載に準じて記録する。
16	種別		同上
17	支払金額		書面による場合の記載に準じて記録する。 (注)未払金額を含む。
18	未払金額		書面による場合の記載に準じて記録する。

項目番号	項 目 名	記 録 要 領
19	給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	同上
20	所得控除の額の合計額	同上
21	源泉徴収税額	同上(注)未徴収税額を含む。
22	未徴収税額	書面による場合の記載に準じて記録する。
23	(源泉)控除対象配偶者の有無	主たる給与等において、控除対象配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)を有する場合には「1」、それ以外の場合には「2」を記録する。また、従たる給与等において源泉控除対象配偶者を有する場合には「3」、それ以外の場合には「4」を記録する。
24	老人控除対象配偶者	老人控除対象配偶者を有する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。
25	配偶者(特別)控除の額	書面による場合の記載に準じて記録する。
26～32	控除対象扶養親等の数	控除対象扶養親族の数を特定、老人、その他の区分及び主たる給与等と従たる給与等の区分に応じ、書面による場合の記載に準じて記録する。
33～35	障害者の数	障害者の数を特別障害者とその他の障害者の区分に応じ、書面による場合の記載に準じて記録する。
36	社会保険料等の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。
37	社会保険料等の金額の内訳	社会保険料等の金額の内訳を書面による場合の記載に準じて記録する。
38	生命保険料の控除額	書面による場合の記載に準じて記録する。
39	地震保険料の控除額	同上
40	住宅借入金等特別控除等の額	同上
41	旧個人年金保険料の金額	同上
42	配偶者の合計所得	書面による場合の記載に準じて記録する。
43	旧長期損害保険料の金額	同上

項目番号	項 目 名	記 録 要 領
44～47	受給者の生年月日	受給者の生年月日の元号、年、月及び日を記録する。この場合、元号については、昭和は「1」、大正は「2」、明治は「3」、平成は「4」、令和は「5」、その他は「9」を記録し、また「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する。 **(例)「昭和 41 年 5 月 2 日 → 1,41,05,02」**
48	夫あり	ブランクとする。
49	未成年者	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。
50	乙欄適用	同上
51	本人特別障害者	同上
52	本人その他の障害者	同上
53	老年者	ブランクとする。
54	寡婦	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。 (注)令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合で、特例の規定に該当する寡婦の場合には「2」、その他の寡婦の場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
55	寡夫	記録しない。 (注)令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合で、該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
56	勤労学生	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。
57	死亡退職	同上
58	災害者	同上
59	外国人	同上

項目番号	項 目 名		記 録 要 領
60～63	中途就・退職		中途就・退職の区分及びその年月日を記録する。この場合、中途就・退職の区分は、中途就職の場合には「1」、中途退職の場合には「2」、それ以外の場合には「0」を記録する。また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する(「年」については和暦とする。)。 **(例)「令和２年８月19日 → 02,08,19」**
64	他の支払者	住所(居所)又は所在地	他の支払者の住所(居所)又は所在地を記録する。
65		国外住所表示	他の支払者の住所(居所)又は所在地が国内である場合には「0」を、国外である場合には「1」を記録する。
66		氏名又は名称	他の支払者の氏名又は名称を記録する。
67		給与等の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。
68		徴収した税額	同上
69		控除した社会保険料の金額	同上
70	災害者に係る徴収猶予税額		同上
71～73	他の支払者のもとを退職した年月日		書面による場合の記載に準じて記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で２桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する(「年」については和暦とする。)。 **(例)「令和２年８月19日 → 02,08,19」**
74～76	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日 (1回目)		年末調整の際に所得税における住宅借入金等特別控除(以下「住借控除」という。)の適用を受ける場合、その適用に係る家屋への居住開始年月日を記録する。また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で２桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する。(「年」については和暦とする。)。 **(例)「平成30年８月19日 → 30,08,19」**
77	住宅借入金等特別控除適用数		年末調整の際に所得税における住借控除の適用を受ける揚合、当該控除の適用数を記録する。 (例)租税特別措置法第41条第1項における中古住宅等の購入及び増改築等の適用を受ける場合は「2」を記録する。
78	住宅借入金等特別控除可能額		書面による場合の記載に準じて記録する。

項目番号	項 目 名	記 録 要 領
79	住宅借入金等特別控除区分 （1 回目）	住宅の新築・購入又は増改築の区分により、次の番号を記録する。 租税特別措置法第 41条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録する。 なお、租税特別措置法第 41条第 5 項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第 41条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第 41条第12 項に規定する特別特定取得に該当する場合（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条第5項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第6条の2第2項に規定する特別特例取得に該当する場合を含む。）で、同法同条第11項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第14項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録する。 また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条の2に規定する特例特別特例取得に該当する場合は、租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「32」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「34」を記録する。 おって、租税特別措置法第 41 条第16項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第 17 項に規定する特例買取再販住宅、特例既存住宅、特例増改築等に該当し、同法同条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、租税特別措置法第41条第18項に規定する特例認定住宅等、特例買取再販認定住宅、特例既存認定住宅に該当し、同法同条第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録してください。 なお、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1回目の所得税における住借控除の適用について記録する。 （注）令和8年度（令和7年分）以前の給与支払報告書を作成する場合で、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和8年3月31日法律第12号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の3の2

		第１項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除の適用を受ける場合は「03」、同法同条第 1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築に係る特別控除の適用を受ける場合は「13」を記録する。
項目番号	項 目 名	記 録 要 領
80	住宅借入金等の額 （1 回目）	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1回目の所得税における住借控除の適用について、租税特別措置法第41条第1項、第6項、第11項若しくは第14項に規定する住宅借入金等の金額を記録する。
81～83	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日 （2 回目）	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2 回目の所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で 2 桁を使用し、1 桁の場合は前ゼロを付加して記録する（「年」については和暦とする。）。 **（例）「平成 30 年 8 月 19 日 → 30,08,19」**
84	住宅借入金等特別控除区分 （2 回目）	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用について、次の番号を記録する。 租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合は「04」を記録する。 なお、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第41条第12項に規定する特別特定取得に該当する場合（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条第5項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第6条の2第2項に規定する特別特例取得に該当する場合を含む。）で、同法同条第11項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第14項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録する。 また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条の2に規定する特例特別特例取得に該当する場合は、租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法

項目番号	項 目 名	記 録 要 領
84	住宅借入金等特別控除区分 （2 回目）	同条第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「32」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「34」を記録する。 　おって、租税特別措置法第41条第16項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第17項に規定する特例買取再販住宅、特例既存住宅、特例増改築等に該当し、同法同条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、租税特別措置法第41条第18項に規定する特例認定住宅等、特例買取再販認定住宅、特例既存認定住宅に該当し、同法同条第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録する。 　（注）令和8年度（令和7年分）以前の給与支払報告書を作成する場合で、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和8年3月31日法律第12号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除の適用を受ける場合は「03」、同法同条第1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築に係る特別控除の適用を受ける場合は「13」を記録する。
85	住宅借入金等の額 （2 回目）	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2 回目の所得税における住借控除の適用について租税特別措置法 41 条第 1 項、第 6 項、第 11 項又は第 14 項の規定により所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該規定に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録する。

項目番号	項 目 名	記 録 要 領
86	摘要	書面による場合の記載に準じて記録する。 住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合には、3回目以降の新築・購入又は増改築の区分を「住借区分（何回目）××」、所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を「住借控除居住年月日（何回目）××年××月××日」、住宅借入金等の額を「住借額（何回目）×××円」と記録する。 退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族若しくは特定親族がいる場合には、その者の氏名、配偶者である場合は「退配」又は扶養親族である場合は「退扶」若しくは特定親族である場合は「退特」、生年月日（「元号」については、明治「1」、大正「2」、昭和「3」、平成「4」、令和「5」を記録し、「年」、「月」及び「日」については、2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する。）、住所（同居の場合には「同」、別居の場合には「別」を記録する。）、障害者である場合は「普」又は特別障害者である場合は「特」、配偶者若しくは特定親族が非居住者である場合又は扶養親族が30歳未満又は70歳以上の非居住者である場合は「1」、扶養親族が 30 歳以上 70 歳未満の非居住者で留学生である場合は「2」、扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で障害者である場合は「3」、扶養親族が 30 歳以上 70 歳未満の非居住者で生活費等に充てるための支払を 38 万円以上受けている者である場合は「4」、又は国内居住者である場合は「0」、合計所得金額の見積額を記録する。納税者が寡婦又はひとり親に該当しない場合は「0」、寡婦（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）に該当する場合は「1」又はひとり親（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）に該当する場合は「2」を記録する。 **※ 普通徴収を希望する場合は必ず項目番号134「普通徴収」に1を記録すること。摘要に普通徴収希望の旨を記録しても普通徴収にはなりません。**
87	新生命保険料の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。
88	旧生命保険料の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。
89	介護医療保険料の金額	同上
90	新個人年金保険料の金額	同上
91	16歳未満の扶養親族の数	16歳未満の扶養親族の数を記録する。
92	国民年金保険料等の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。

<table>
<tr><th>項目番号</th><th colspan="2">項 目 名</th><th>記 録 要 領</th></tr>
<tr><td>93</td><td colspan="2">非居住者である親族の数</td><td>同上</td></tr>
<tr><td>94</td><td colspan="2">提出義務者の個人番号又は法人番号</td><td>提出義務者の個人番号(12 桁の数字)又は法人番号(13 桁の数字)を記録する。</td></tr>
<tr><td>95</td><td colspan="2">支払を受ける者の個人番号</td><td>支払を受ける者の個人番号(12 桁の数字)を記録する。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">96～99</td><td rowspan="4">(源泉・特別)控除対象配偶者</td><td>フリガナ</td><td>控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)の氏名のフリガナを記録する。</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td>控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)の氏名を記録する。</td></tr>
<tr><td>区分</td><td>控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。</td></tr>
<tr><td>個人番号</td><td>控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)の個人番号(12 桁の数字)を記録する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">100～115</td><td rowspan="3">控除対象扶養親族等
(1)～(4)</td><td>フリガナ</td><td>控除対象扶養親族等(1)～(4)の氏名のフリガナをそれぞれ記録する。</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td>控除対象扶養親族等(1)～(4)の氏名をそれぞれ記録する。</td></tr>
<tr><td>区分</td><td>控除対象扶養親族等(1)～(4)が控除対象扶養親族の場合は、下表のとおり区分を記録する。
<table><tr><th>控除対象扶養親族の分類</th><th>区分</th></tr><tr><td>居住者</td><td>00</td></tr><tr><td>非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上</td><td>01</td></tr><tr><td>非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者</td><td>02</td></tr><tr><td>非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者</td><td>03</td></tr><tr><td>非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者</td><td>04</td></tr></table>
なお、特定親族特別控除の適用を受けた場合(年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象親族のうちに令和 8 年中の合計所得金額の見積額が 100 万円以下の特定親族がいる場合)は、上記「控除対象親族の分類」に拠らず、特定親族各人別の特定親族特別控除の額(年末調整を行っていない場合は、令和 8 年中の合計所得金額の見積額)に応じて、次のとおり区分を記録する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項目番号</th><th colspan="2">項 目 名</th><th>記 録 要 領</th></tr>
<tr><td rowspan="2">100～
115</td><td rowspan="2">控除対象扶養親族等
(1)～(4)</td><td>区分</td><td>
<table>
<tr><th colspan="2">合計所得金額</th><th>区分
(特定親族が居住者)</th><th>区分
(特定親族が非居住者)</th></tr>
<tr><td>62万円超(※)</td><td>85万円以下</td><td>10</td><td>11</td></tr>
<tr><td>85万円超</td><td>90万円以下</td><td>20</td><td>21</td></tr>
<tr><td>90万円超</td><td>95万円以下</td><td>30</td><td>31</td></tr>
<tr><td>95万円超</td><td>100万円以下</td><td>40</td><td>41</td></tr>
<tr><td>100万円超</td><td>105万円以下</td><td>50</td><td>51</td></tr>
<tr><td>105万円超</td><td>110万円以下</td><td>60</td><td>61</td></tr>
<tr><td>110万円超</td><td>115万円以下</td><td>70</td><td>71</td></tr>
<tr><td>115万円超</td><td>120万円以下</td><td>80</td><td>81</td></tr>
<tr><td>120万円超</td><td>123万円以下</td><td>90</td><td>91</td></tr>
</table>
※ 次の場合には、「58 万円超」に読み替える。
(1) 令和8年11月30日以前に年末調整を行った場合。
(2) 年末調整を行っていない方で、令和8年11月30 日以前に提出された「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」に記載されたところに応じ源泉徴収票を作成する場合。
(注)令和7年度(令和6年分)以前の給与支払報告書を作成する場合は、特定親族の区分の記録は省略する。</td></tr>
<tr><td>個人番号</td><td>16 歳未満の扶養親族(1)～(4)の氏名のフリガナをそれぞれ記録する。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">116～
131</td><td rowspan="4">16 歳未満の扶養親族
(1)～(4)</td><td>フリガナ</td><td>16 歳未満の扶養親族(1)～(4)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」をそれぞれ記録する。</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td>16 歳未満の扶養親族(1)～(4)の個人番号(12桁の数字)を記録する。</td></tr>
<tr><td>区分</td><td>16 歳未満の扶養親族(1)～(4)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」をそれぞれ記録する。</td></tr>
<tr><td>個人番号</td><td>16 歳未満の扶養親族(1)～(4)の個人番号(12桁の数字)を記録する。</td></tr>
<tr><td>132</td><td colspan="2">5 人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号</td><td>書面による場合の記載に準じて記録する。</td></tr>
<tr><td>133</td><td colspan="2">5 人目以降の 16 歳未満の扶養親族の個人番号</td><td>同上</td></tr>
<tr><td>134</td><td colspan="2">普通徴収</td><td>該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。</td></tr>
<tr><td>135</td><td colspan="2">青色専従者</td><td>同上</td></tr>
<tr><td>136</td><td colspan="2">条約免除</td><td>同上</td></tr>
</table>

項目番号	項 目 名			記 録 要 領
137	支払を受ける者のフリガナ			受給者のカナ氏名を記録する。
138	受給者番号			支払者(特別徴収義務者)において受給者に付設した番号を記録する。
139	提出先市町村コード			該当全国地方公共団体コードを記録する。 **※ 港区の場合は「131032」**
140	指定番号			特別徴収義務者の前年の住民税に係る各提出先市区町村の設定した番号を記録する。 ※ 港区の指定番号が不明な場合はお問合わせください。
141	基礎控除の額			書面による場合の記載に準じて記録する。 (注)令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
142	所得金額調整控 aa 除額			書面による場合の記載に準じて記録する。 (注)令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
143	ひとり親			該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。 (注)令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
144	控除対象扶養親族等の数	特親	主	特定親族(年末調整を行っていない場合には、源泉控除対象親族のうちに令和8年分の合計所得金額の見積額が100万円以下の特定親族)の数を主たる給与等と従たる給与等の区分に応じ、書面の記載要領に準じて記録する。
145			従	
146	特定親族特別控除の額			書面による場合の記載に準じて記録する。